Ⅰ 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成 20 年 9 月 24 日(水)

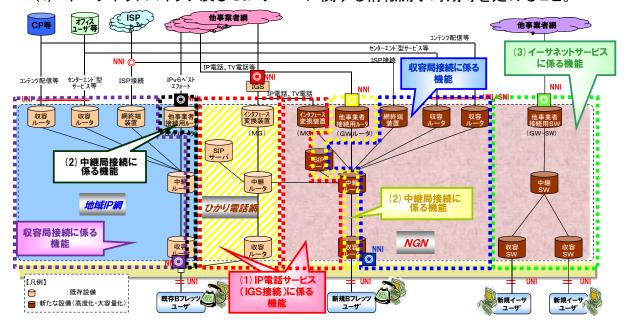
3. 実施予定日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

NTT東西の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)等に係る接続ルールについて、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。)に基づき、平成20年7月、関係省令等が改正されたことを受け、以下の規定整備を行うため、接続約款の変更を行うものである。

- (1) ひかり電話網の関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)接続(以下「ひかり電話網のIGS接続」という。)の接続条件等を定めること。
- (2) NGN及び地域IP網の中継局接続の接続条件等を定めること。
- (3) NGNのイーサネット接続の接続条件等を定めること。
- (4) イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等を定めること。



|| 主な変更内容

1 経緯

- (1) 総務省では、NGN答申に基づき、平成20年7月に関係省令等を改正し、
 - ① NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加
 - ② NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加
 - ③ 網機能提供計画の届出対象外であるイーサネットスイッチ等に係る情報提供時期の明確化等

を行ったところである。

(2) なお、NGN等に係るアンバンドル機能については、接続料原価の算定に必要なコストドライバの検討等に時間を要することから、電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成 20 年総務省令第 80 号)の附則において、それぞれ以下の日までは接続料の設定を要しないこととされている。

➤ルーティング伝送機能(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除く。)
平成21年3月31日

➤イーサネットフレーム伝送機能 平成 22 年 3 月 31 日

2 措置内容

(1)ひかり電話網のIGS接続の接続条件等の設定

- ■現在、ひかり電話網のIGS接続の接続料は、相対取引で決定した上で、NTT東西と約 30 社の接続事業者が相互接続協定を締結しているが、今回、ひかり電話網が、第一 種指定電気通信設備に指定されたことから、本来であれば、その接続料は、コストに 適正利潤を加えた事業者間均一の料金とすることが必要となる。
- ■しかし、平成 20 年 7 月に接続料規則が改正され、「ひかり電話網のIGS接続機能」の接続料は、「NGNのIGS接続機能」と一体として「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として規定されたものの、その接続料は、接続料原価の算定に必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、平成20年度内はコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- ■このため、NTT東西は、ひかり電話網のIGS接続の接続料について、コストに適正利 潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取 引で当該機能の接続条件等を暫定的に設定することとしており、その旨を接続約款の 附則に規定するものである。

(2)中継局接続の接続条件等の設定

NGNの中継局ルータ及び地域IP網の中継局ルータで他事業者網と接続する形態(中継局接続)について、それぞれの標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、接続約款の変更を行うものである。

なお、地域IP網の中継局接続に係る規定の整備は、NGN答申において、NTT東西の地域IP網同士を接続したIPv6サービスは、収容局接続から中継局接続の形態に整理替えすることが適当との考え方が示されたことを踏まえ行うものである。

①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加

- ■標準的接続箇所として、NGNの中継局ルータと地域IP網の中継局ルータを追加。この際、両中継局ルータを区別して規定する必要があることから、NGN用の中継局ルータを「一般中継局ルータ」、地域IP網用の中継局ルータを「特別中継局ルータ」として、それぞれ用語の定義を追加。
- ■これに伴い、主としてインターネット接続サービスを提供する事業者用の標準的接続 箇所について、従来の「中継局ルータ」から「ISP接続用ルータ」に名称変更。
- ■また、新たに第一種指定電気通信設備に指定された「SIPサーバ」の定義も追加。

②接続料(網使用料、網改造料、工事費)

- ■NGN及び地域IP網の中継局接続の網使用料については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に時間を要することから、上述のように、平成20年度内は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- ■このため、NTT東西は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、接続事業者との相対取引で暫定的に網使用料を設定することとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。
- ■また、中継局接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料やIPアドレス等を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこととしている。

③技術的条件

■一般中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして 10G-POS(POS プ

ロトコル) 及び 1000BASE-LX(ギガビット Ethernet プロトコル)を採用し、レイヤ3プロトコルとしては、IPv4、IPv6 又はその両方に対応しており、いずれのインタフェースも、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

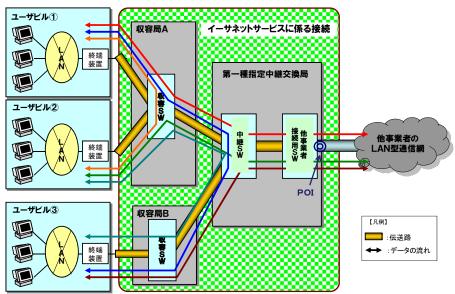
■特別中継局ルータにおける接続については、インタフェースとして 1000 BASE-LX を採用し、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容となっている。

(3)イーサネット接続の接続条件等の設定

イーサネット接続に関する標準的接続箇所及び接続料等を規定する必要があるため、 接続約款の変更を行うものである。

①標準的接続箇所の追加及びこれに伴う用語の定義の追加

- ■標準的接続箇所として、中継局イーサネットスイッチを追加。
- ■これに伴い、「イーサネットスイッチ」及び「LAN型通信網」について用語の定義を追加。



②接続料(網使用料、網改造料、工事費)

- ■イーサネット接続の網使用料(PVC(Permanent Virtual Circuit)タイプ)については、接続料原価を算定するために必要なコストドライバ等の検討に加えて、システム改修が必要であることから、平成 21 年度までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされた。
- ■このため、NTT東西は、上記検討やシステム改修が終了し、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金が設定可能となるまでの間は、イーサネット接続の網使用料は設定せず、イーサネットサービスの利用者料金は、ぶつ切り料金(役務区間単位料金)とすることとしており、その旨を接続約款の附則に規定するものである。

■また、イーサネット接続に関し、接続インタフェースを設けるために必要な網改造料 やルーティング設定等情報を登録するための工事費を規定する接続約款の変更も 併せて行う。当該費用の算定は、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年 度接続料等の改定の際に認可(平成20年3月27日付け総基料第4号)した設備 管理運営費比率等及び作業単金を用いて接続約款に規定する算出式により行うこと としている。

③技術的条件

物理インタフェースとして IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX に準拠しており、いずれの規格も、IETF、IEEE 等の標準に準拠した内容 となっている。

(4)イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等の設定

平成 20 年 7 月に行った電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)及び 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の改正を踏まえ、以下の 二点に関し、接続約款の変更を行うものである。

① 網機能情報提供対象装置の対象追加

「イーサネットスイッチ」及び「SIPサーバ」は、網機能提供計画の届出対象外となったが、情報開示告示の改正により、新たな網機能を導入する場合に情報提供を行う対象設備として追加された。これを踏まえ、主に以下の情報を提供する設備(網機能情報提供対象装置)に、両設備を追加する旨の接続約款の変更を行うものである。

- (1) NTT東西の電気通信設備と接続事業者の電気通信設備との間及びNTT東西の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様
- (2) 通信プロトコルに関する情報
- (3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報
- (4) 提供予定時期、提供予定エリア及び想定される利用形態等
- (5) 通信用建物の名称及び所在地

② 情報開示時期の明確化

- ■情報開示告示の改正を踏まえ、上記①の情報提供を行う設備については、新たな網機能を導入する場合、当該機能の提供予定時期の90日前までに上記①の情報を開示する旨の接続約款の変更を行うものである。
- ■なお、総務大臣の承認を受け、当該日数を短縮する場合がある旨も併せて規定する。